

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
(の中に含まれております)

3002号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

尾瀬のミズバショウ (群馬県片品村)

いずれも地域に立脚した地道な取組で、全国でも同様な試みは多い。しかし、こうしたまちづくりを進めようとするとき、ともすれば陥り易い問題点がある。それは地域の情報発信をしたい、沢山の観光客を呼びたい、外からの評価を受けたいと、とかくまちづくり

東北地方にも春の息吹が感じられる頃、まちづくりの相談で数か所を訪れる機会があった。まずは岩手県花巻市湯口地区で、湯治の宿が残る大沢温泉や「昭和の学校」、先人から伝わるソバや山菜などを活かそうと農事組合法人湯の郷が立ち上がった。ついで宮城の明治村とも呼ばれる旧登米町は、中心部に優雅な姿を誇る登米高等尋常小学校や武家屋敷通り、旧水沢県庁などが保存され、山車とお囃子で賑わう秋祭りも340年続くが、高齢化と若者流出が進むなか、とよま絆の会が活動を始めた。上越市の旧高田城下は中心部に16kmに及ぶ雁木が残る。そこに住む花の愛好家達は、丹精込めた花壇を来訪者に開放する「花のまち高田」の試みに挑んでいる。

地震や津波、火事は地域の大危機であるが、まちづくりの危機は地域社会の日常の中に潜んでいる。日常に目を凝らし、いったん見逃せば破壊され失われてしまう、かけがえのない地域の価値や資源を、まちづくりにどう活かしていくか、この危機管理こそ重要である。

## コラム

## 地域の危機は日常にあり

法政大学名誉教授

岡崎 昌之

の目標が地域の外に向きがちになることだ。

日本の各地域には蓄積されてきた生活の技

や歴史的な遺産がとりわけ多い。湯治やソバ、

山菜も重要だが、それらをはぐくんできた湯

口地区の里山には、数百年に渡る生活の蓄積が

ある。全国の里山には、そこに存在する豊富な

食材とこれを食べ尽くす知恵や技量があった。

しかし現在、これが農山漁村から失われよう

としている。高田の雁木は軒を連ねた民家や

商店が、共同してひさしを伸ばし積雪期にも

歩行できる空間を確保したものだ。雁木の下

は民地で、それを公共空間として活用してき

た。新しい雁木を再建するだけでなく、雁木の

空間が介在して形成されてきた高田の暮らし

の仕組みをどう再生するかが不可欠である。

地震や津波、火事は地域の大危機であるが、

まちづくりの危機は地域社会の日常の中に潜

んでいる。日常に目を凝らし、いったん見逃

せば破壊され失われてしまう、かけがえのな

い地域の価値や資源を、まちづくりにどう活

かしていくか、この危機管理こそ重要である。

## もくじ

● 政 策  
● 政 策  
● フォーラム  
● 随 想

公営企業の抜本的な改革の検討に向けて  
「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」について  
総務省自治財政局公営企業課長 滝川 伸輔 (2)

気象予報士が市町村の防災対応を支援  
「気象庁による」地方公共団体の防災対策支援のための気象予報士活用モデル事業  
気象庁総務部情報利用推進課 調査官 相澤 竜哉 (6)

花としじみの里 大任町 福岡県大任町  
一燈を提げて暗夜を行く  
徳島県那賀町長 坂口 博文 (12)

## 写真キャプション

尾瀬国立公園は、福島・栃木・群馬・新潟の4県にまたがる日本最大の山岳湿地。ミズバショウの群生地として知られ、シーズンには大勢の登山者が訪れる。ラムサール条約湿地に登録され、自然環境の保全と多様な生態系を維持するための取組が行われている。

## 政 策 解 説

## 公営企業の抜本的な改革の検討に向けて

## 「公営企業の経営の

## あり方に関する研究会報告書」について

総務省自治財政局公営企業課長 滝川 伸輔

総務省の「公営企業の経営のあり方に関する研究会」（座長…鈴木豊  
青山学院大学名誉教授）は、3月22日に報告書を取りまとめ、公表した。

報告書では、公営企業の経営改革の検討に当たって地方公共団体の参考  
となるよう、具体的な考え方や留意点が分かりやすくまとめられている。

第1部の総論では、各公営企業が、事業の必要性や持続可能性を検証  
するとともに、経営形態や担い手のあり方について抜本的な検討を行う  
ことが必要であると整理した。

第2部の各論では、

①水道及び下水道事業の改革の方向性は広域化等及び民間活用（※）  
であり、どのような類型があるのか、また、検討に当たったの留意  
点は何かを分かりやすく整理するとともに、

②バス、電気、観光施設及び駐車場整備の各事業は、「経営比較分析表」  
の新たな作成・公表対象事業とし、客観的な経営指標を活用して事  
業廃止及び民営化・民間譲渡を含む改革の検討が行われるよう、抜  
本的な改革の方向性及び留意点を整理し、

③その他の事業についても、事業ごとの特性に即して抜本的な改革の  
方向性を整理した。

ここでは、研究会報告書の概要についてご紹介する。

（※）「広域化等」と「民間活用」については、（図1）の③を参照。

## 1 はじめに

総務省では、人口減少等に伴う料  
金収入の減少や、施設の老朽化に伴  
う更新需要の増大など公営企業を取  
り巻く厳しい環境を踏まえ、経営基  
盤の強化と財政マネジメントの向上  
を図るため、「経営戦略」の策定と  
あわせて、事業廃止、民営化・民間  
譲渡、広域化等及び民間活用といっ  
た抜本的な改革の検討を推進してい  
る。

その基本的な考え方は、平成26年  
8月の「公営企業の経営に当たって  
の留意事項について」（平成26年8  
月29日付自治財政局公営企業課長等  
通知）において示しているところで  
あるが、このたび「公営企業の経営  
のあり方に関する研究会報告書」に  
おいて、改革についてより具体的  
な考え方や留意点等が整理された。

## 2 研究会報告書の概要

なお、病院事業については、別途、  
総務省の「地域医療の確保と公立病  
院改革の推進に関する調査研究会」  
において検討がなされており、病院  
事業を行う団体にあつてはその議論  
を注視いただきたい。

研究会報告書は、第1部総論（各  
事業に共通する抜本的な改革の必要  
性及び進め方）、第2部各論（事業  
別の改革の方向性と留意点）、そし  
て資料編（各事業における改革の取  
組事例等）から構成される。また、  
総務省では、130を超える全国の  
公営企業の改革事例を「抜本的な改  
革等に係る先進・優良事例集」とし  
て作成・公表しており、あわせて参  
照いただきたい。なお、研究会報告  
書の全文、研究会各回の資料、そし  
て先進・優良事例集は、総務省の本

## 政 策

ムページに掲載されているので、参照いただきたい。

# (1)第1部「総論」…抜本的な改革の必要性と進め方

研究会報告書の総論では、まず、公営企業を取り巻く環境の変化として、料金収入の減少や更新需要の増大のほか、少子高齢化による交通需要・医療需要の変化、耐震化等の災害対応の強化、職員数の減少、電気事業の小売・発電の全面自由化やガス事業の小売自由化などの制度改革に伴う影響といった点が指摘されている。

また、繰出金を負担している一般会計についても、今後、社会保障関係経費などの増大が見込まれ、厳しい財政状況にある点や、国においても財政状況が厳しく、上下水道事業はじめ公営企業のハード整備を促進してきた公共事業費が大幅に縮減しつつある点なども指摘されている。

さらに民間の技術・ノウハウなどの経営資源を活用することに加え、民間活用が地域経済好循環の実現や新たなビジネス機会の拡大に資することも期待されるようになってきている点も指摘されている。

こうした環境の変化を踏まえ、特に中小の公営企業においては、現在の経営形態を前提とした経営改革の

取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があり、こうした問題点や危機意識について関係者間で共有を図ることが必要とされている。

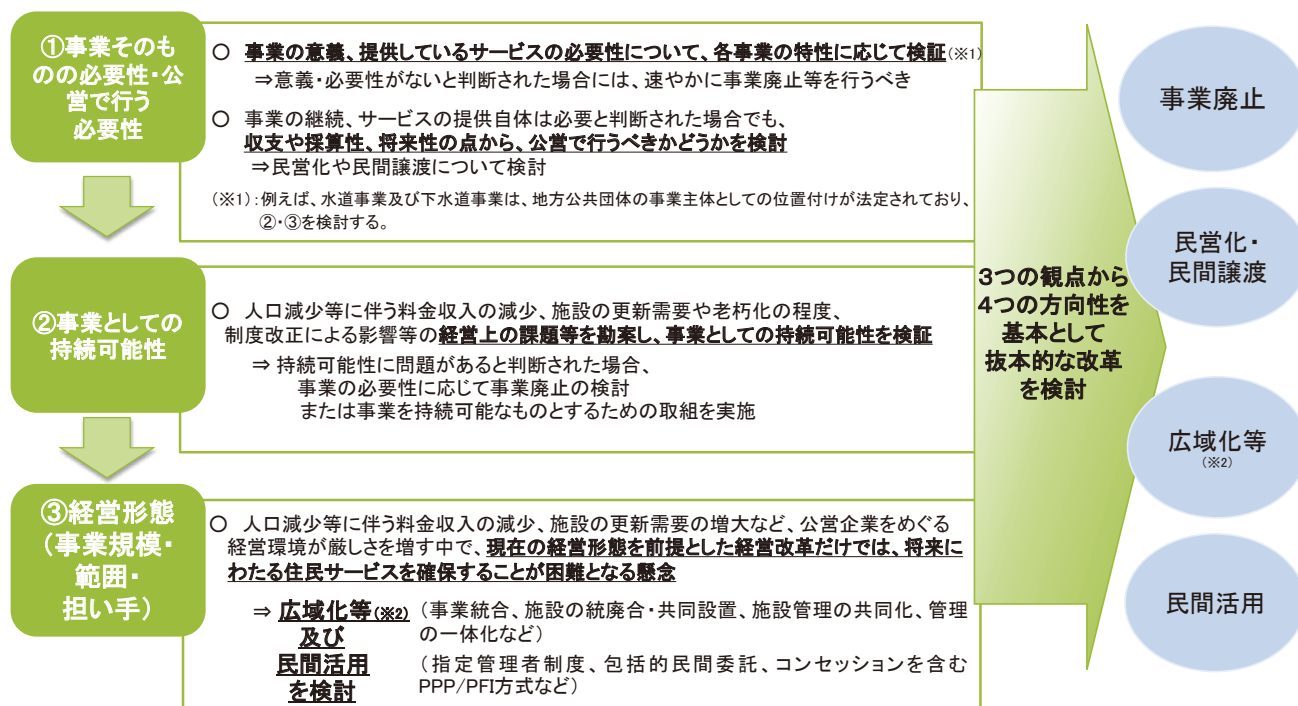
具体的には、現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産・負債の正確な把握、「経営比較分析表」(平成28年2月より水道及び下水道事業について作成・公表開始)の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題と将来の見通し・リスクを「見える化」して、把握・分析、公表した上で、将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要とされている。

検討のプロセスとして、①事業そのものの必要性・公営で行う必要性、②事業としての持続可能性について検証するとともに、③経営形態(事業規模・範囲・担い手)のあり方について、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という4つの方向性を基本とすると整理されている。検討プロセスのより具体的な進め方は(図1)にまとめているので参照いただきたい。

## 「抜本的な改革」の検討プロセス(公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書より)

図1

研究会報告書の全文や研究会各回の資料等は、以下の総務省ホームページに掲載されているので、ご参照いただきたい。[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/koeikigyuu/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyuu/index.html)



(※2):広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

## (2)第2部「各論」①…水道事業及び下水道事業における改革の方向性等

水道及び下水道事業については、引き続き、公営企業としてサービスの継続的な提供を行う必要性が高く、改革の方向性は広域化等及び更なる民間活用とされており、その類型及び検討に当たつての留意点が整理されている。

水道事業の広域化等については、  
・ 水平統合（企業団の設立）や垂直統合（用水供給と末端給水との統合）といった事業統合、浄水場などの施設の共同設置、保守点検業務など施設管理の共同化、水質検査や情報システムなど管理の一体化など、多様な類型がある。

・ 各事業者が、地域の実情に応じて、適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、広域化等の類型の中で、経費・更新費用の削減、水の安定供給、人材育成等の点から、事業統合が改革の効果として最大であることから、各事業者は、事業統合も視野に入れて広域化等を検討する必要がある。

・ 事業統合をはじめとする広域化等には長い時間とプロセスを要するからこそ、各団体においては早急に検討を開始することが重要である。

・ 初めから完全な形で事業統合のみを目指すのではなく、施設の共

同設置、管理の一体化、施設管理の共同化など広域化等の多様な形態の中から、地域の実情に応じて適切な形で広域化等に着手し、「できることから」広域化等を進めるというアプローチも重要である。

・ 広域化等の取組について、住民・議会の理解を得るためには、まず、広域化等を行わない場合と行う場合の将来推計を比較、分析して、広域化等の効果を客観的に、また十分に説明する必要がある。

・ 都道府県は、各市町村における広域化等の推進に当たり、市町村を包括する広域団体として積極的に関与する役割が期待される。

・ 検討に当たっては、関係する地方公共団体間で、各事業者の実情と将来推計について、客観的データに基づく議論が行われることが重要。特に、平成28年度末までに設置された道府県と市町村による広域化等の検討の場において、更新需要や給水原価に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、都道府県は、主導的な役割を果たすべきである。

・ 下水道事業の広域化等については、市町村内において公共下水道や集落排水施設、浄化槽などの各種汚

水処理施設の統廃合を進めるのみならず、隣接市町村間や流域下水道との連携などの市町村域を越えた広域化等についても検討を行うことが重要である。

・ 下水道法や地方自治法に基づく協議会をはじめ、情報共有や意見交換、広域化等の検討の場を設け、広域化等の効果や経営状況の将来推計について、個別の地域ごとのシミュレーションを行い、広域化等を行わない場合と行った場合の比較分析について、事業者間で共有し検討のきっかけとすることが重要である。

・ 現在、汚水処理システムに関する都道府県構想の見直しが行われている。この機会等を通じて、都道府県は、各市町村等が現状や将来見通しの分析を行うとともに、市町村間での情報共有が進められるよう、主導的な役割を果たすことが重要である。

・ 未普及地域においては、様々な汚水処理施設をどのように選択していくかという最適化について、一層の検討を行うことが重要である。

水道及び下水道事業の民間活用については、民間活用の目的は単なる目先のコストダウンだけでなく、「民」の有する優れた技術やノウハウを積

極的に活用するという点にも意義があることに留意が必要とされている。

また、指定管理者制度、包括的民間委託、公共施設等運営権制度（コンセッション方式）を含むPPP/PFIの手法については、地方公共団体・公営企業による適切な管理監督の下で、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的かつ計画的に導入を検討するとともに、民間委託の拡充等についても積極的に検討することが必要とされている。

民間活用の留意点として、既に大規模の団体では多様な形で民間活用を含む経営の効率化が進んでいる場合が多く、中小規模の団体ほど民間活用による経営効率化の効果が出る余地が大きいという側面があることも指摘されている。

さらに、周辺市町村と共同することや円滑・効率的に民間活用に取り組むことができること、民間活用の共同化が広域化等の取組につながるなど、広域化等とあわせた民間活用も有効であることや、広域化等の推進の場合と同様に、民間活用の推進においても都道府県が率先して情報提供を行うとともに、情報共有・意見交換や新たな取組に向けた検討の場を設けることなどにより、積極的に関与する役割を果たすことが重

## 政 策

要とされている。

### (3)第2部「各論」②…バス、電気、観光施設、駐車場整備事業の改革の方向性等

事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きく、民間代替性の高い事業の代表例であるバス、電気、観光施設（休養宿泊施設）及び駐車場整備の各事業については、「経営比較分析表」の新たな作成・公表対象事業とし、客観的な経営指標を活用して事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む改革の検討が行われるよう、改革の方向性及び留意点が整理されている。

各事業におけるポイントは以下のとおりである。

- ・交通事業（バス）…日頃から民間事業者との連携を行い、地域における公共交通網の持続可能性確保の観点から、民営化・民間譲渡やコミュニティバス等の代替手段の導入（公営企業としては事業廃止）を検討。
- ・電気事業…電力システム改革の動向、長期基本契約やFITの調達期間の終了時期を踏まえつつ、発電形式ごとの特性・経営状況に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡を含む改革や、エネルギーの地産地消の推進を検討。

- ・観光施設事業（休養宿泊施設）…施設の必要性及び公営企業で運営することの適否や公民の役割分担を十分検討し、事業廃止、民営化・民間譲渡を検討。
- ・駐車場整備事業…駐車場整備計画の策定や駐車場実態調査による需給分析を実施し、都市政策全体との関係も踏まえ、構造（地下式、立体式等）や立地の特性を踏まえて事業廃止、民営化・民間譲渡や民間活用を検討。

これらの4事業については、「経営比較分析表」の新たな作成・公表対象事業として、民間事業者の視点も念頭においた経営指標案も提示されている。

総務省としては、研究会報告書を踏まえ、今年度、これらの4事業について「経営比較分析表」の作成・公表対象とすることとしており、該当する団体においては留意いただきたい。

### (4)第2部「各論」③…そのほかの事業の改革の方向性

これら以外の公営企業の事業についても、事業ごとの特性に即して抜本的な改革の方向性が整理されている。

- ・工業用水道事業…民間活用や資産の有効活用（水道事業との施設共有等）を推進。施設・設備の規模

の適正化等を考慮しつつ、更なる経営の効率化を推進。

- ・交通事業（地下鉄）…当面は民間活用を進めつつ、経営の効率化を推進し、収益の改善を図る。
- ・交通事業（路面電車）…民間活用等を進めつつ、経営の効率化を推進。受け皿となる民間事業者がいる場合は、将来的に民営化・民間譲渡についても検討。

- ・交通事業（船舶）…地域の実情に留意しつつ、運航エリアにおける他の交通手段の有無に応じ、民間譲渡や、航路の見直し、民間活用等による経営効率化を検討。
- ・ガス事業…今後、ガssystem改革の影響を踏まえた検討が必要となるが、現時点では、代替する民間事業者の有無に応じて、民間譲渡や、施設・設備規模等の適正化、民間活用による経営効率化を検討。

- ・港湾整備事業…建設投資が過大とならないよう留意しつつ、港湾機能施設の種類の利用状況などを見極め、一部機能の事業廃止、民営化・民間譲渡を検討。
- ・市場事業…第10次卸売市場整備基本方針を踏まえ、広域化、民営化・民間譲渡による再編・統廃合を検討。これらが難しい場合は、民間活用を推進し経営の効率化を検討。

- ・と畜場事業…複合施設化を含め、

広域化、民営化・民間譲渡、施設統合による再編整備を検討。これらが難しい場合、民間活用を推進し経営の効率化を検討。

- ・宅地造成事業…施行地区ごとの、未売却用地をはじめとする資産等の実態を踏まえ、用地売却の見込みが立たないと判断できる場合は、先送りすることなく、事業廃止を検討。用地売却が難しい場合には、民間活用を推進し、売却促進やコスト削減を図る。

### 3 おわりに

総務省では、研究会報告書において示されている広域化等の取組をはじめとした先進的な改革の横展開を図りながら、地域の実情に応じた経営改革を推進することとしている。特に、今年度は、広域化等の検討をはじめとした経営改革の取組を加速していただきたいと考えている。

各地方公共団体におかれては、必要な住民サービスを将来にわたって安定的に確保するために、ここでご紹介した研究会報告書をぜひ手に取っていただき、「抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」とあわせて活用しながら、公営企業の抜本的な改革の検討を積極的に進めていただければ幸いである。

## 政 策 解 説

## 気象予報士が市町村の防災対応を支援

～気象庁による「地方公共団体の防災対策支援のための  
気象予報士活用モデル事業」～

気象庁総務部情報利用推進課 調査官 相澤 竜哉

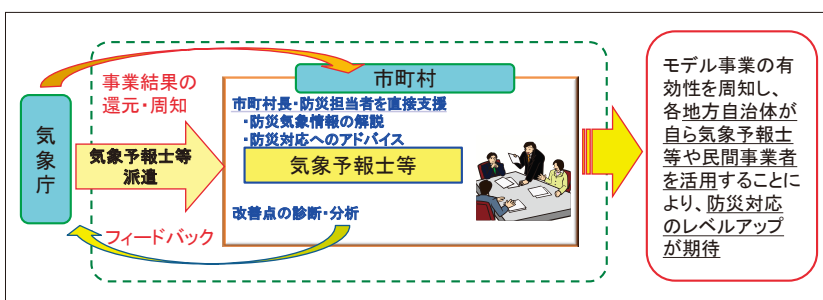
## 1. モデル事業の概要

気象庁では、平成28年度に気象予報士を活用した「地方公共団体における気象情報活用支援モデル事業」を実施しました。本モデル事業は平成28年6月から9月までの4か月間、地方公共団体に気象予報士を派遣し、防災対応の現場で防災気象情報の効果的な利用についてアドバイス等を行うことにより、地方公共団体の防災対応力の向上を支援するものです(図1)。気象予報士を派遣した地方公共団体は、龍ヶ崎市(茨城県)、三条市(新潟県)、伊豆市(静岡県)、甘日市市(広島県)、諫早市(長崎県)、出水市(鹿児島県)の6市です。

## 2. 派遣した地方公共団体からのコメント

派遣された気象予報士は、大雨等の際には、気象状況及びその状況に応じて発表される各種防災気象情報を地域特性を踏まえ市の防災担当者 に解説する役割を担いました。派遣期間中、台風の接近・上陸、前線による大雨などがあり、6市においては、合計で50回を超える大雨警報が発表され、避難勧告、避難準備情報

図1 気象予報士を活用した気象情報活用支援モデル事業



が発令されました。気象予報士は、警報発表時にも夜間早朝休日においても直ちに出勤し、防災担当者に対し、今後の雨の見通しや土砂災害警戒判定メッシュ情報の解説等を行い、必要に応じて、気象台に状況等を確認し、市の防災対応を支援しました。

【写真1】市役所で勤務する派遣気象予報士



防災担当課の職員と隣り合って勤務する派遣気象予報士(手前)

また、平常時には、市役所内での日々の防災気象情報の解説、防災担当者に対する防災気象情報に関する講習会の実施や気象情報の利用方法についてのマニュアルの作成、防災訓練への協力、さらに学校、地域住民に対する普及啓発活動などを行いました(写真1、2)。

気象予報士を派遣した市からは、気象の専門家による気象情報の解説は信頼でき、市長等幹部に対する解説も適切で説得力があり、的確な防災体制の判断に役立った、また、防災気象情報を適時的確に解説する専門家がいることにより、防災対応輻輳時にも、市の防災担当者は防災体制の構築や避難勧告等の発令についての的確な判断に注力することができたとのコメントをいただいています。

## 政 策

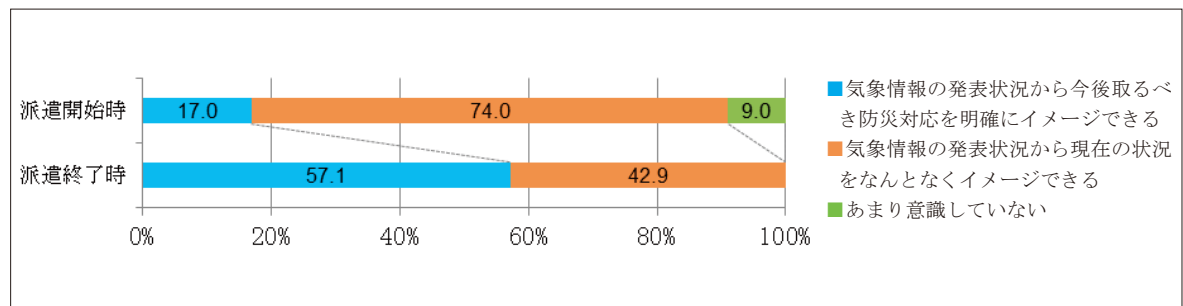
す。平常時の活動については、職員の防災気象情報に関する理解が深まることも情報の活用が進み、市の防災対応能力が高まった(図2)、との評価をいただきました。また、行政職員では気象防災等の話を上手に行うことはできないけれど、気象予報士にそうした話をしてもらい、行政職員も立ち会うことで、(気象予報士は住民と行政の)「コミュニケーションツール」として役立ってもらえるとのコメントをいただきました。写真2のように町内会のような小さい単位の組織への対応も可能



【写真2】出前講座を実施する派遣気象予報士

地域住民に対し、出前講座を実施する派遣気象予報士(左奥)

図2 防災気象情報の発表に対応した防災対応等の想定状況について  
(派遣市職員対象アンケート)



で、自助・共助による地域防災力の強化に資することが期待されます。

### 3. 今後に向けて

平成29年1月に改定された「避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)」では、本事業の成果等を踏まえ、市町村が防災体制等を検討するにあたって参考とすべきこととして、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築が新たに示されました。

今回のモデル事業は市を対象としたものでしたが、防災体制の構築や避難勧告等の発令を行うという点において市と町村は同様であり、防災対応の現場に気象予報士等気象の専門家がいることの有効性は共通と考えておりますので、今後の防災対策のご参考にしていただければ幸いです。

本事業については、「地方公共団体の防災対策における気象情報利活用検討会(座長・牛山素行静岡大学教授)」においてご意見を伺ったうえで報告書としてとりまとめ、気象庁HPで公開しました。

今後は、本事業の成果を全国の地方公共団体に広くお知らせし、関係省庁と連携して気象予報士等気象の専門家の活用による市町村の防災体制の強化を支援してまいります。

## 車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

### 株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

(受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください



0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団協契約を締結し、実施しているものです。
- 集団協としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。

▷町を縦断する桜街道

## 現地レポート

## 町村独自のまちづくり



# 花としじみの里 大任町

福岡県

おお  
とう  
まち

## 大任町



### 大任町の概要

大任町は、福岡県の北部に位置する人口約5、300人の自然に囲まれた美しい町です。

町の中央を南北に遠賀川水系の彦山川が貫流し、周囲は丘陵地域となっています。かつては、良質な石炭の産地である筑豊炭田に属し、主要産業であった石炭産業により発展を遂げ、日本の近代化に貢献してきました。

現在は、豊かな自然を活かして、町を挙げて「花いっぱい運動」を推進し、町を縦貫する「さくら街道」や「花公園」を整備し、四季に応じて色とりどりの花々が訪れる方たちの目を楽しませていきます。さらに、平成22年10月にオープンした道の駅「おおとう桜街道」には年間約120万人が訪れ、商

## フォーラム

工・観光の中心としてのみならず、情報・文化の発信基地として町の賑わいに大きく貢献しています。

また、本町では「1個のしじみが、1日コップ一杯の水を浄化する」というしじみの浄化作用に着目し、彦山川の自然環境を守るために「大任町しじみ育成保護条例」を制定し、しじみの育成・保護に努めてまいりました。毎年10月にはしじみ祭りを開催。昭和62年から続くこの祭りは、今では彦山川の恒例行事として定着しています。近年では大任町の代名詞となったしじみを「おおとうブランド」とすることを目的として、しじみ養殖にも取り組んでいます。

西日本最大級の道の駅  
「おおとう桜街道」

主要産業であった炭鉱の閉山後、大任町にはこれまでこれといった観光施設等は無く、旅行者から見れば、魅力の少ないただの通過点の小さな町に過ぎませんでした。

このような状況の中、大任町では、これまで進めてきた「花いっぱいまちづくり」をさらに推進するため、平成17年度から町を縦断する主要道路である大任中央線の沿線約6kmの区間に桜・紅葉・芝桜を植栽、「さくら街道」と名づけ、花いっぱい町のシンボルとするとともに、大任町を通る交通量の増加を図りました。続く平成22年10

▽親子ふれあい広場



△「天然温泉さくら館」露天風呂

月には、この「さくら街道」に隣接する町の中心地に、新鮮な地元の特産物が並ぶ直売所やフードコート、究極の癒しを追求した1億円トイレのある「もみじ館」と、大浴場を始め、広大な露天風呂や薬石浴など豊富な施設が揃う「天然温泉さくら館」、電動遊具を備えた「親子ふれあい広場」などの施設で構成された西日本最大級の道の駅「おおとう桜街道」をオープンさせました。

この道の駅「おおとう桜街道」は、これまで年間120万人を超える来場者を迎え、今では大任町を代表する人

気観光スポットとなっています。

また、「さくら街道」と「道の駅」周辺では、毎年春のおおとうマラソンや夏祭り、冬のイルミネーションなど四季を通じて様々なイベントを開催しており、観光のみならず、情報や文化の発信基地としての役割も果たしています。

さらには、平成27年にドッグランが新たに併設されたことにより、来場者が楽しめるレジャーの幅も広がり、ますます観光交流人口が増加しています。

個性溢れる  
「おおとうブランド」

大任町では、「大任町といえばコレ」といわれる特産品の開発と特産品フードビジネスの立ち上げを目的として、平成24年4月に特産品開発室(平成25年4月より特産品開発課)を設置し、新たな農作物や商品の開発に町をあげて取り組んでいます。

取組の第一弾として、平成24年にマンゴーやライチなどの南国果実を栽培する「おおとう観光農園」を開設、平成26年に糖度18度を誇る完熟マンゴー「桜マンゴー」の開発

に成功しました。道の駅で行われた初競りでは1個10万円の高値がつき、現在では、福岡市内の大手ホテルからも注文が入るなど広く注目を集めています。また、近隣自治体とのコラボ商品の開発も行っており、これからの「おおとうブランド」の代表格として、ますます期待が高まっています。

続いて第二弾として、現在、大任町の代名詞となっている「しじみ」を「おおとうブランド」として定着させ市場流通を図るため、しじみ養殖場を建設し、おおとう産しじみの養殖に着手しました。このしじみ養殖については、全国的にこれまであまり取り組み事例がなく、難しいものとなりましたが、日々、失敗と成功を繰り返しながらも、しじみは少しずつ生育を重ねており、「おおとう産しじみ」の商品化も近いものとなっています。



▷おおとうマラソンポスター

## フォーラム

＜豆腐・しじみ・納豆ポスター＞



表する特産品である健康補助食品「ニンニク球」が後継者不足などで存続が困難な状況となったため、国の地方創生加速化交付金等を活用し、平成28年5月に大任町と田川農業協同組合（JAたがわ）との共同出資による新会社「株式会社ニンニク食品」を設立しました。今回の

第三弾は地元田川産の大豆（フクユタカ）を活用し、新たなフードビジネスを立ち上げるため、平成26年3月に「大任町納豆加工センター」を建設、平成27年9月には国産材料にこだわった「おおとう桜街道とうふ」と「おおとう大ちゃん納豆」を開発し、試験販売を実施しました。

この2つの商品は現在、道の駅おおとう桜街道を始め、近隣の直売所等でも良く、特に、タレにしじみエキスを使用している「おおとう大ちゃん納豆」は、納豆が苦手な方からも食べやすく、美味しいと好評を得ています。これからの課題はさらなる生産量の増加と販路の拡大です。

また、これまで旬（ニンニク食品）により、20年以上にわたり門外不出の技術を守り生産・販売されてきた、町を代

事業では、「ニンニク球」の生産・販路拡大のみならず、にんにくを活用した新たな特産品の開発を始めとして、地域内の休耕田などの農地を有効活用し、にんにくの産地化を図るとともに、就農者の増加と休耕田の解消を目指していきます。

### 未来に向けての子育て支援

進行する過疎化と若者の流出をくい止めるため、大任町では若い子育て世代のための環境づくりを進めています。まず町外の子育て世帯の流入を促す住環境の整備として、平成28年度より町営の子育て支援住宅の建設に着手しています。

あわせて安心して子どもを産み育てることができ環境を整備するため、医療支援の中学生までの拡充を実



△おおとう未来塾風景

施するとともに、近隣大学と連携・協力し、無料の公的塾「おおとう未来塾」を運営するなど子どもの基礎学力の底上げを図っています。

また、教育の機会均等の観点から大任町給付型奨学金制度を導入し、子どもたちが安心して就学することのできる環境づくりを行っています。

### ヤバイぜーおおとう町

大任町では近年様々な事業を展開し、メディアに取り上げられる機会も増え、福岡県内外からの注目度も高まりつつあります。しかしながら、まだまだ知名度は低く、県内に住んでいても「大任町」の読み方が分からない人や町の位置を知らない人が多い状況で

す。

現在、深刻な過疎化に悩まされている大任町にとって、町の知名度を向上させ、町の様々な取組を県内外の人々にPRすることは、まちづくりを推進するうえで、他の自治体と同様に喫緊の課題と捉えて取り組むことにしました。

そこで、「どのようにPRをすれば最も効果的なのか？」ということをはじめ議論した結果、「ホームページやSNSなどの情報ツールを充実させては？」という意見もありましたが、「まずは誰でも手軽に手に取ることが出来る観光パンフレットを新たに作成しよ



▷第4回ふるさとパンフレット大賞で 優秀賞を受賞

## フォーラム

◀ ヤバイぜ！おおとう町ポスター



う」という結論に至り、さらに他の自治体が作らないような斬新なデザインのものを作ることによって、その観光パンフレット自体を話題性のある観光ツールの一つとして活用できないかと考えました。

作成にかかった期間はほぼ一年。パンフレットのテーマは全国の方に大任町を知ってもらうために、「とにかく斬新でインパクトのあるデザインとすること」「町の『変化』と『パワー』をイメージしたものにすること」「背伸びすることなく、等身大のものを作成すること」の3つに絞って、プロポーザル方式による業者選定を行い、幾度も議論を交わしながら、大任町観光パンフレット「ヤバイぜ！おおとう町」の完成に至りました。

作成にあたって、デザインが斬新なため自治体の観光パンフレットとして

は相応しくないのでは  
ないか、特にタイトル  
で使っている「ヤバ  
イ」という言葉は行政  
刊行の冊子としては相  
応しくないのではない  
かとの意見もありま  
したが、あくまで大任町  
を知ってもらうために  
は「行政がこんなパン  
フレットをつくるの  
か」と言われるような

斬新なデザインが必要  
であり、町の「変化」をイメージする  
ため、現在は若者の間で良い意味で使  
われるようになった「ヤバイ」という  
言葉がタイトルとして最適であるとし  
て最終的なデザインを決定しました。

作成段階で苦労した点は、作り手の  
自己満足にならないように斬新すぎる  
ひとつひとつのデザインを取りまと  
め、見る側の人の事を考え、観光パン  
フレットとしての役割を損なわせない  
ようにすることで、最初から構成を見  
直すことも何度ありました。

このような苦労の甲斐もあり、平成  
29年2月24日、(一財)地域活性化セン  
ター主催の第4回ふるさとパンフレット  
大賞では優秀賞を受賞したこともあり、  
現在では各地よりパンフレットに関する  
問い合わせも増加し、大任町の観光ツ  
ールの一つとして活躍しています。

大任町 産業経済課

## 【農林水産業みらい基金 2017年度助成事業 募集スタート】

～ 6月2日(金)から助成事業の募集を開始、申請期間は7月31日(月)まで～

「未来は、いつだって、現場  
から生まれる。」

現場のチャレンジをきちんと  
応援したい。

農林水産業の新しい可能性を  
見つけ、それを日本中へ広げる  
お手伝いをしたい。

こうした願いを胸に、農林水  
産業みらい基金は、2014年に  
農林中央金庫から200億円の  
拠出を受けて設立されました。

農林水産業と食と地域のくら  
しの発展に貢献することを目的  
として、

(1) 農林水産業の持続的発展  
を支える担い手への支援

(2) 農林水産業の収益力強化  
に向けた取組への支援

(3) 農林水産業を軸とした地  
域活性化に向けた取組へ  
の支援

に取り組んでおります。

具体的には、基金を財源に「創  
意工夫にあふれた取組で、直面  
する課題の克服にチャレンジし  
ている地域の農林水産業者への  
あと一歩の後押し」を行うため  
の助成活動を行っています。

助成対象事業に対しては、最  
長3年間に支出する事業経費の  
うち最大9割を助成することと

しています。

助成事業の募集は、年1回  
行っており、これまで3年間で  
累計23件、約24億円の助成決定  
を行っております。

2017年度についても、6  
月2日(金)から助成事業の募  
集がスタートしました。申請期  
間は7月31日(月)までです(7  
月31日付消印有効)。

募集締切後は、4ヶ月程度の  
審査期間を経て、12月に助成対  
象事業を決定する予定です。

詳細は、農林水産業みらい基  
金のHPにて、「募集要項」「よ  
くある質問」「具体的な審査  
のポイント」などによりお知ら  
せしています。

これまで3年間で選ばれた23  
のプロジェクトにつづく、今後  
に向けてのモデルとなり得るよ  
うな事業の応募をお待ちしてお  
ります。

◆ 一般社団法人

農林水産業みらい基金

<http://www.mirai-kin.org>

◆ 問合せ先

農林水産業みらい基金 事務局

電話 03-5262-3889

E-Mail [sinsei@mirai-kin.org](mailto:sinsei@mirai-kin.org)

## 随 想

## 一燈を提げて暗夜を行く



な か さか ぐち ひろ ふみ  
徳島県那賀町長 坂 口 博 文

中学時代に恩師にある日「一燈を提げて暗夜を行く」何事にも信念を持って当たれ」と言われたことを今でも思い出します。全文は「一燈を提げて暗夜を行く。暗夜を憂うることなかれ。ただ一燈を頼め」これは言志四緑の一節であり「暗い夜道を一つの提灯を提げて行けばどんなに暗くても心配する必要は無い。ただその一つの灯火を信頼して進めば良いの意である」灯火＝自分の信念・

志であり、人の生き方を説いた一節です。

那賀町が合併すべきかどうか議論がされ始めたころ、上流（3町村）・下流（2町）で合併すべきか、上下流併せて5町村で合併すべきか、激しく議論され、協議会の一時解散をも経験しながら最終的に5町村合併の現那賀町が平成17年3月に誕生しました。当時は財政状況も厳しく全国ワースト10に入る状況の上に、公金横領事件が発覚するなど混乱状態が続いた中で、丹生谷地域という独特の絆があった故のこともあると思いますが、町民の皆様の理解と協力により、財政基盤も平成27年末基金残高127億4千万円、実質公債費比率6・6%と好転しました。

町は694・98km<sup>2</sup>と広大な面積で山林が95%を占める林業地帯であり、又、農地は標高50mから550mの間にあり小規模農業ながら適地適作を活かし、収益性の高い作物を生産しています。特に木頭ゆず、切り花、スタチが上位を占め海外展開も行っています。

本庁舎のある最下流には大塚製薬（株）及び大塚テクノ（株）の工場があり従業員約380人が雇用されています。現在、隣接する阿南市まで高規格道路が完成間近であり、両社とも、

それに併せて規模拡大策を検討されているところでもあります。又、最上流の木頭地区には、いち早く（株）ディアドゥのサテライトオフィスの設立をしていただいた藤田社長による、木頭ゆずを中心とした新会社KITO・YUZU（株）を設立し、上流地域に国内外から人が集まる仕掛けとしてオープンカフェ・企業研修施設・廃校小学校にIT企業の誘致、空き家を含めた安心して暮らせる住宅整備、温泉ホテル等の構想を計画していただいており、町としても最善の支援をしていきたいと思っています。

元々林業で栄えた町ですが、木材価格の低迷により林業従事者が激減している状況にあり、再生に向けて素材生産20万m<sup>3</sup>、林業従事者250人を目標数値に林業マスタープランを掲げて推進しており、林業関連産業の核となる林業ビジネスセンターを本年4月に開所しました。今後も引き続き情報の一元化による効率的且つ安定的な森林経営をサポートし、木材流通コスト削減を含めた広域的な視野から経営改善を図り、林業従事者の確保と雇用の場の拡大を図って参ります。又、唯一の高校である那賀高校に森林クリエイト科が設置されたことにより人材の育成に

確実に繋げるべく、行政として学校運営に積極的に参画し、施設整備は勿論、教育環境の整備に最善を尽くしていきます。

人口減少抑制策としての定住・移住人口の確保には住宅の整備は欠かせません。今年度、宅地造成を進め、順次家賃で償還可能な戸建住宅等約55戸・集合住宅2棟の建設を進めます。子育て環境においても保育料・授業料の減額、医療費18歳まで無料化を実施してきましたが、今後、高校生の寮費軽減、企業社員の家賃軽減には、住所移転を条件に検討し、定住化を図ります。

こうした中で、安定して働き続ける雇用の場の創出を基本に、若い世代が定住・結婚・出産・子育てに希望が持てる町、新しい人の流れをつくり時代に合ったまちづくりをすすめることにより人口減少の抑制を図っていきます。「ドローンが飛ぶ町」那賀町は徳島県の特区を受け現在、国の特区を申請中であり、すばらしい景観を空撮し全国に発信していく、那賀町が「住む人来る人に魅力いっぱい町」、本場に「那賀はなかなかいいいなか」を実感していただきたいと思います。